

担	独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター 副所長 三浦かをり
当	電話 029-300-1221

治療と仕事の両立に関するアンケート調査結果

政府は、平成29年3月、「働き方改革実行計画」を示し、「治療と仕事の両立」を推進することとしています。また、治療と仕事の両立支援の推進は、平成29年度労働安全衛生行政の重要な課題となっています。

事業場における治療と仕事の両立のための取組状況を把握し、今後の産業保健事業及び労働安全衛生行政の運営に反映させるため、独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター（所長 小松満）は、茨城労働局の協力により、茨城内の労働者数100人以上の事業場を対象としてアンケート調査を実施しました。労働者数100人以上の全事業場（1,386事業場）にアンケート調査票を送付し、507事業場から回答を得ました（回収率36.6%）ので、取りまとめた結果を公表します。

「治療と仕事の両立」に関するアンケート調査結果の概要

（1）アンケート調査の項目

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」では、両立支援を行うための環境整備として取り組むことが望ましい事項が示されている。本アンケートでは、ガイドラインで示される取組事項のうち、基本的な企業内制度である

- ・相談窓口の明確化
- ・休暇制度、勤務制度の整備

を調査項目とした。

（2）アンケート調査結果の概要

①がん等の治療中の労働者がいる事業場は74.9%である。

②労働者が事業者に出す時の相談窓口が決まっている事業場は72.8%である。

③休暇制度、勤務制度について、

・導入している事業場が最も多い制度は病気休暇制度であり、導入している事業場は70.1%である。

・導入している事業場が最も少ない制度は在宅勤務制度であり、導入している事業場は11.7%である。

・フレックスタイム及び時間単位年休の各制度を導入している事業場は、それぞれ36.8%、39.1%であり、全国平均を上回っている。

（参考）平成28年就労条件総合調査によると、企業規模1,000人以上の企業について、次のとおりである。

- ・フレックスタイム制を採用している企業の割合 22.1%
- ・年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業の割合 16.8%

④治療と仕事の両立支援以外の取組事項について

・メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場は、それぞれ72.1%、88.1%であり、全国平均を下回っている。

(参考) 平成28年労働安全衛生調査によると、事業所規模100人以上の事業所について、次のとおりである。

- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合 96.9%
- ・受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合 96.6%

今回のアンケート調査により、茨城県内では、労働者数100人以上の事業場については、7割の事業場において両立支援のための基本的な企業内制度が設けられていることが明らかになったので、茨城産業保健総合支援センターでは、今後、企業内制度の適切な運用や各事業場の具体的な問題解決のための相談支援を行うこととしています。

茨城産業保健総合支援センターでは、平日の8時30分から17時15分まで、事業場の人事労務担当者や産業保健スタッフからの相談に応じます。

【添付】

「治療と仕事の両立」に関するアンケート調査結果

「治療と仕事の両立」に関するアンケート調査票